

入札監理小委員会における審議の結果報告

サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量等算定方法調査業務

環境省によるサプライチェーンにおける温室効果ガス排出量等算定方法調査業務については、民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会（1回目：平成30年11月27日。再審議：同年12月18日）において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要及び選定の経緯について

(1) 事業の概要

- 第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択されたパリ協定を契機に、自社の温室効果ガス排出量のみならず事業に関連する他社の排出も含めたサプライチェーン全体での排出量¹削減取組の動きが進んでいる。これを受け、環境省において、国際基準に準拠した排出量算定に関するガイドラインやデータベースの整備のほか、日本国内企業によるSBT²やRE100³等の排出量削減取組を促進するための個別別コンサルテーションやネットワークの運営を行っているところ、本業務ではその実施の支援を行うものである。
- 事業期間は1年間（平成31年4月1日から平成32年3月31日まで）であり、市場化テスト1期目である。

(2) 選定の経緯

競争性に課題があったことから、平成30年度の公共サービス改革基本方針に掲載されたものである。

2. 市場化テストの実施に当たって環境省が行った取組について

○ 総合評価における技術点の配点等見直し

市場化テスト前においては、技術点において現行事業者でなければ獲得不能と思われる実績点の評価項目（※注）があったため、当該項目の内容の見直しを行うとともに、実績より企画提案内容をより高く評価するように配点比率の見直しを行った。（資料1-2-1 別紙3（49/50頁）及び資料1-2-2 別紙3（50/51頁））。

（注）前回入札までの総合評価（技術点評価）では「業務に従事する者のサプライチェーンにおける温室効果ガス排出量算定に係る調査・分析・評価業務の実績」及び「民間事業者におけるサプライチェーンにおける温室効果ガス排出量算定に係る調査・分析・評価等の類似業務実績」を評価する項目があり、加点項目全体135点のうち40点を占めていた。「“サプライチェーンにおける”温室効果ガス

¹原料調達・製造・物流・販売・廃棄等、一連の流れ全体から発生する温室効果ガス排出量。

²「科学と整合した目標設定」。産業革命時期比の気温上昇を「2℃未満」にするために、気候科学（IPCC）に整合した目標を設定している企業を認定する取組

³「再エネ100%宣言」。2014年に結成した「事業運営を100%再生可能エネルギーで調達すること」を目指す企業連合

排出量算定」に係る業務は、本事業以外では極めて限定的であり、「サプライチェーンにおける」に限定せず、「温室効果ガス排出量算定に係る業務」と要件を緩和するとともに、当該実績点の配分を減らして、この分を仕様書に基づく民間事業者からの業務実施提案内容の評価に追加して充てることとした。

○ 事業内容の理解促進に向けた情報の充実

本事業は、サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量の算定・把握に関係する国際的な議論の背景や取組状況等に関する前提知識が必要となる。このため、背景情報をまとめた資料を掲載するHPサイトへの誘導を仕様書内で行うとともに、仕様書等で用いられる専門用語に解説を付すなど、新規事業者が事業内容をスムーズに理解できるように仕様書等の記載ぶりを工夫した。

3. 実施要項（案）の審議結果について

< 1回目の審議（平成30年11月27日） >

以下の点について委員から意見があり、対応すべき論点が多く、再度の審議を行うこととした。

【意見1】

仕様書における環境省の役割と受託者の役割が不明確である。環境省が民間事業者に対して業務を丸投げしているように受け取られる、また、偽装請負に受け取られる記載があるため、それぞれの業務分担を明確化すること。

【意見2】

業務内容が多岐にわたっており、また、年度ごとに業務量の変動が見られるため、①継続して実施している業務、②新たに実施することになった業務、③実施しなくなった業務について、年度ごとの変遷を整理すること。

【意見3】

過去に入札説明会に参加した民間事業者に対して応礼しなかった理由についてヒアリングを実施しているのであれば、その内容を整理して改善に活かすこと。また、入札説明会参加への呼びかけを行うこと。

【意見4】

事業実施に当たって積算は妥当か。予定価格の設定に当たっては参考見積もりを複数事業者から取得するなどの取組を行うこと。

< 再審議（平成30年12月18日） >

上記の意見を受けて、環境省において、業務を2分割して発注する（「サプライチェーン排出量等の算定基盤整備事業等委託業務」及び「企業の中長期排出削減目標設定支援事業等委託業務」）ほか、以下のとおり実施要項案の見直し等の対応を行い、了解を得た。

【対応 1】

本事業の主体が環境省であることを明記し、民間事業者はその業務支援を行い環境省の責任の下で事業を実施することなど、それぞれの役割分担を明確化した。

【対応 2】

年度ごとの業務変遷を整理して、実施要項別紙 4（資料 1-2-1（50 / 50 頁）及び資料 1-2-2 別紙 3（51 / 51 頁））に記載するとともに、現行事業者により継続的に実施されてきた業務と、その他の新たな取組分野とを切り分けて整理し、事業を 2 分割して発注することとした。

【対応 3】

まだヒアリングを実施していなかった事業者に対して、応札しなかった理由等について追加でヒアリングを行い、参入障壁との回答があった事項について改善を行った。

改善例 1：業務量の多さや提案書提出締切までの期限の短さに関する参入障壁に係る意見について、事業を分割発注するとともに、可能な限り入札公告期間を確保するように取り組むこととした。

改善例 2：実績点を獲得することが困難であり参入障壁に感じたとの意見について、実績点の比率を下げるとともに、「類似業務」の幅を広げて評価を行うこととした。

【対応 4】

予定価格の設定に当たっては相見積もりの取得など、妥当なものとなるように取り組むこととした。

4. パブリック・コメントで出された意見への対応について

パブリック・コメント（平成 30 年 12 月 28 日～平成 31 年 1 月 16 日）を行った結果、2 者から計 2 件の意見が寄せられたが、実施要項案を修正・変更する内容ではなかった。

以上